

R6区長会要望事項

No	要望内容	回 答
1	<u>市の許認可事務に付随する業者等から区長への説明の見直しについて</u> 特別要望事項として提出	
2	<u>市の重要施策等に関する地域への適切な情報提供と意見聴取について</u> 特別要望事項として提出	
3	<u>国道155号の延伸について《R3年度要望番号11》</u> 国道155号線と県道神屋味美線の交差点について、小牧市および春日井市双方向で朝夕とも激しい渋滞となる。渋滞緩和策として、国道155号線を企業（フジワラ工業）南側より東（国道19号線）に向けて延伸することを過去より要望しているが、一向に工事が始まる様子がないことから、早急な事業着手について一層強く要望する。	《道路課》 要望箇所は春日井市内となりますが、小牧市境から春日井市出川町までの約2.4kmの区間が、令和元年度に愛知県において事業化されております。このうち国道19号より西側600mの区間と接続する都市計画道路小牧春日井線501mの区間について、先行して整備を進めており、現在用地買収を行っているところであると愛知県から聞いております。 本市としましては、沿線市町で構成される北尾張中央道整備促進期成同盟会の活動を通じて、国及び愛知県に対し、引き続き早期整備を要望してまいります。
4	<u>都市計画道路一宮春日井線の早期事業着手について《R5年度要望番号7》</u> 都市計画道路一宮春日井線は、春日井、小牧、岩倉、一宮の4市を結ぶ主要な幹線道路として計画されており、一部は完成しているが、市内舟津・三ツ渚の区間が着手されずにいる。 当地域は市内でも有数の物流施設を集積する地域であり、旧国道155号線の慢性的な渋滞緩和を図り、尾張北部地域の東西道路ネットワークの構築と物流の効率化を進める必要がある。 当面は慢性的に交通渋滞の激しい旧国道155号線の渋滞緩和を図るためにも、矢戸川を挟んで小牧市内の市道トラックターミナル1号線（西方面）までの整備が求められる。民間会社の建屋が影響を受ける問題があるとのことだが、小牧市と岩倉市が一体となって早期に着手されるよう、強く県に要望されたい。	《道路課》 岩倉市境の矢戸川から市道トラックターミナル1号線までの道路整備については、事業予定地にある事業所への影響が甚大であることから事業進捗が困難な状況と聞いております。引き続き、岩倉市と連携を図りながら早期事業化に向けて、愛知県に対し要望してまいります。
5	<u>都市計画道路一宮舟津線の信号設置と早期全面開通について《R5年度要望番号8》</u> 都市計画道路一宮舟津線は、市道常普請三ツ渚線と交差後トラックターミナル方面へは未整備となっているにも拘らず、トラックターミナル地域への近道として利用されているため、中型・大型のトラック車両の通行が非常に多い。 当該交差点は、交通量が多いにも拘らず信号がないため、交差する市道が曲線で見通しが悪いことも重なり、強引な進入により事故が多発している。 都市計画道路一宮舟津線の早期全通を要望するとともに、車両の安全な通行を確保するために当該交差点へ早急な信号機の設置を要望する。	《道路課》 道路整備については、関係者との連携を密にし、事業進捗に鋭意努力しておりますが、用地交渉が難航しているのが現状であります。なお、用地を取得できた箇所については、暫定的な整備を行ってまいります。 《市民安全課》 信号機の設置に関することは、警察署の所管となります。 小牧警察署に確認したところ、「信号機の設置指針として、信号同士の設定距離が150m以上ということがあり、この場所は隣接する信号機と設置距離が近いため、現時点での設置は困難です。しかし道路の築造に合わせて検討します。」とのことでした。
6	<u>市道小牧駅西線と市道町口3号線交差点への信号機の設置について</u> 近年、主要道からの抜け道として、当該交差点を通過する車両が増えている。東西線（市道小牧駅西線）は一見すると見通しの良い道路に見え、速度を出す車両が多いが、緩やかにカーブしており、特に南から北へ横断する歩行者からは車両を視認しづらく、通学路にもなっていることから常に危険を感じている。 こうした中、2023年6月にはついに人身事故が発生してしまい、早急な改善が必要だと思われる。 当該交差点への4差路信号および横断歩道への歩行者信号の設置を要望する。	《市民安全課》 信号機の設置に関することは、警察署の所管となります。 小牧警察署に確認したところ、「要望箇所の形状から、同所に信号機を設置することで、東向きに走行する車両にとって、東方に設置されている信号機（小牧3歩道橋）の点灯色と誤認する可能性が生じるため、安全確保の観点から信号の設置は好ましくない。」という判断に至っているとのことでした。
7	<u>国道41号線弥生町交差点付近の渋滞解消について《R5年度要望番号3》</u> 国道41号線と県道春日井小牧線が交わる弥生町交差点は、東側から国道41号線に進入する際に右折帯がなく、県道側には矢印式信号機もないため、直進、左折とも右折車両に通行を妨げられ、渋滞が常態化している。 交通量が多く市役所近辺まで渋滞が続くので、西行右折帯の早期新設ならびに県道側信号機の矢印式信号機への取り換えを要望する。	《道路課》 弥生町交差点の西行右折帯については、用地交渉が難航していることから整備が困難であると道路管理者である愛知県から聞いておりますが、今後も早期着工に向けて継続して要望してまいります。 《市民安全課》 交通規制に関することは、警察署の所管となります。 小牧警察署交通課に確認したところ、「信号機を矢印式信号機に変更するためには交差点に右折帯があること等の設置基準があり現状設置は難しいものの、渋滞対策の要望があることは理解しておりますので、右折帯の設置後の状況によって改めて検討させていただきます。」との回答でした。

R6区長会要望事項

No	要望内容	回 答
8	<u>県道宮後小牧線の渋滞緩和対策について《R5年度要望番号6》</u> 当該路線は特に通勤時間帯の渋滞が常態化しており、特に西からは大型貨物車の通行が多いため、右折で止まっていると直進車が通れず、渋滞がひどい。 一昨年度に右折帯の設置を、昨年度には右折帯設置までの間、信号を時差式にすることを要望したものの、「時差式信号整備の前提として右折帯の設置が必要」との回答をいただいたことから、改めて早期の右折帯設置を要望する。	《道路課》 県道宮後小牧線と国道41号が交差する横内西交差点については、平成16年度に県道側の現道用地内で暫定的な右折ポケットが整備されましたが、渋滞緩和には至っていない状況であります。現在、愛知県道路交通渋滞対策推進協議会において主要渋滞箇所として選定されていることから、引き続き対策が検討されるものと思われませんが、本市としましても道路を管理する愛知県に対して要望してまいります。
9	<u>ロードサイドの清掃について</u> 道路の車道側に砂利等が堆積して雑草が生えている道路が多数見受けられる。 結果、雨が降った時には排水の流れが悪くなり、歩行者への飛沫も酷く、まちの景観上も良くない。 ロードスーパー（路上清掃車）があれば稼働率を上げるか、保有していないのであれば導入、または外部委託により稼働されることを要望する。 稼働の予定が判れば、それに合わせて地域で歩道側の清掃活動も計画的に行うことができる。	《道路課》 市では路上清掃車を保有しておりませんので、委託業務により主要な市道を年2回程度清掃している状況です。稼働率の向上については土砂の堆積等の現地状況を勘案し、必要に応じて対応を検討してまいります。また、施工時期についても、回覧等を活用し事前周知に努めてまいります。 県道を管理する愛知県においても路上清掃車は保有しておりません。昨年度より委託業務にて主要な県管理道路など現地の状況や要望に基づいて、年1回の清掃を実施しております。稼働率の向上については土砂の堆積等の現地状況を勘案し、必要に応じて対応を検討していくとのことです。
10	<u>巾下川堤防の定期的な土砂や雑木等の除去について《R5年度要望番号11》</u> 巾下川については、堤防の除草等の対応を年1回、実施いただいているが、現状、雑草・雑木の生育スピードに全く追いついていないため、少なくとも年2回以上の除草されるよう要望する。	《道路課》 堤防道路は小牧市で管理しており、その除草については、小牧市で例年7月から10月にかけて年1回を実施しております。2回以上の除草については、堤防道路の利用状況や繁茂状況を勘案し、除草を検討してまいります。
11	<u>境川の定期的な土砂や雑木等の除去について《R5年度要望番号11》</u> 境川については、毎年、区間を定め、定期的な浚渫・伐木等の対応をいただいているが、それでも全域にわたり川底への土砂の堆積と雑草の繁茂に加え、堤防及び法面への雑草・雑木の繁茂が改善されることはない。 豪雨時、上流からの出水による水位上昇を防ぎ、流れをスムーズにするため、川上（東入鹿昭和食糧西側辺り）から川下（大野橋下流）にかけて浚渫及び雑草の除去を要望する。 その際には、抜本的に根から除去し、毎年生えてくるような鼪ごこの状況を改善されたい。 また、堤防の雑草・雑木についても、景観の維持や堤防の損壊を防ぐため定期的な代採、除去を要望する。	《河川課》 境川の管理者である愛知県尾張建設事務所に確認したところ、以下の回答がありました。 <i>境川について、昨年度に小牧西中学校付近の栗戸下橋から上流へ500m程度の間において伐木・浚渫を実施しました。</i> <i>今年度は、要望がありますように大野橋から順に上流へ予算の範囲内で実施してまいります。また境川の伐採について、今年度は柿ノ木下橋から大野橋の間において、予算の範囲内で実施してまいります。</i>
12	<u>河川内樹木の定期的な伐採について</u> 河川内は市等で定期的な除草をいただいているが、土手を含む河川内の樹木については生い茂っていることをよく見かける（合瀬川、大山川等）。 水位上昇時に草木等が大木に絡まって上流からの水流を妨げ、氾濫を危惧させるだけでなく、河川景観の変化や樹木種によっては密集し、不法投棄を誘発しかねない。また、数年間放置されている所も見受けられる。 ある程度幹の太いものを含め定期的な伐採を要望する。	《河川課》 市内の主要な河川の管理者である愛知県尾張建設事務所に確認したところ、以下の回答がありました。 <i>河川内の樹木伐採について、予算の範囲内で伐採を実施しています。昨年度に大山川の東田中橋より上流850m程度において実施しました。今年度は大山川の陣配橋より上流を予算の範囲内で実施してまいります。</i> <i>また、要望のある箇所についても、緊急性・予算を考慮しながら伐採を実施しています。特に気になる点がある場合は、位置図と写真で教えていただけるとありがたいです。</i> なお、市が管理している河川・水路につきましても、伐採のご要望がある箇所について、緊急性・予算を考慮しながら伐採を実施しておりますので、河川等で生育した樹木を発見された際にはご連絡くださるようお願いします。
13	<u>東入鹿・村中新田地区児童遊園の新設について</u> 国道41号線・155号線・県道小口名古屋線で囲まれた区域には公園がないため、地域の児童からお年寄りが集まって戸外で気軽に会話したり遊んだりすることができず、道路の縁で会話したり児童の通学も民家の車庫前の道路で集合したりしている。 入鹿会館の児童遊園を利用するには交通量の多い国道155号線と県道小口名古屋線を渡らざるを得ない。 子育て中の親の集いの場や児童の通学時の集合場所や放課後の遊び場、そしてお年寄りが気軽に立ち寄れるような児童遊園の設置を要望する。	《みどり公園課》 ご要望の箇所における新たな児童遊園の設置は、現時点では予定しておりませんが、巾下地区の名神高速道路以北につきましては、都市公園がないことから、関係6区からの公園新設の要望を受け、村中小学校南西部に面積約2haの近隣公園として北西部地区公園の整備を計画しているところ です。 なお、北西部地区公園につきましては、今年度、公園等の設計を行っており、来年度以降公園の設置に伴う道路・水路の付け替え工事や雨水貯留施設整備工事を行ったのち、公園等の整備に順次着手していき、順調に進めば、令和11年度の供用開始を予定しております。

R6区長会要望事項

No	要望内容	回 答
14	<u>境川堤防遊歩道の延伸について</u> 境川には大野橋南までは境川右岸に遊歩道が整備されている（赤い舗装、広い歩道幅、ガードパイプおよびベンチの設置）が、それより上流には整備されていない。境川堤防道路は、身近で且つ水辺の植物や野鳥を観察しながら歩くのには絶好の場所であり、朝タウオーキングをされている方も多い。 今後ますます高齢化する中で身近な健康維持の為、遊歩道を河内屋地区までの延伸整備されるよう要望する。	《みどり公園課》 境川の緑道整備は、平成20年度に基本計画の策定を行い、大口町との境から巾下川との合流部までの全長約4.8kmを位置付けております。このうち、市道丁田2号線の丁田橋から国道155号の入濃橋までの約1.85kmの区間を整備重点区間と位置づけ、整備を進めているところであります。 令和5年度末の進捗状況でありますが、約720mの整備が完了し、進捗率としましては、約38.9%となります。
15	<u>生活道路における速度規制に関する対策強化について</u> 岩倉や北名古屋からの通勤車両等が、通学路を内在する生活道路を抜け道として制限速度を超えて頻繁に利用するため危険であり、止まれ表示の遵守も十分でない。特に速度を出す車両に対し、学童等の保護者、高齢者から安全対策に対して強い懸念がある。 こうした中、生活道路の法定速度を引き下げる道交法施行令（2026年施行）の改正案が国で取りまとめられていることから、危険な運転をするドライバーに対し、改正内容の周知と道路標示や注意看板等での注意喚起、とりわけ速度の抑制に向けた対策の強化を要望する。	《市民安全課》 住宅地などにあって道幅の狭いいわゆる「生活道路」における制限速度の引き下げについては、警察や関係機関とともに道路交通法施行令改正の周知を進めていきたいと考えていますのでご協力をお願いします。 また施行令の改正によって制限速度の法令順守が期待できるほか、警察の取締まりにより、制限速度内で走行する運転手が増えることも想定されますが、改正されたにも関わらず危険な道路環境が改善されない箇所については、箇所ごとに対策を検討していく必要があると考えています。
16	<u>国道の防音対策や空港における離発着、飛行時間の制限などの対策について《R5年度要望番号16》</u> 国道41号線沿いの地域では、国道を走る車両の騒音が高速道路の高架に跳ね返り増大し、睡眠被害なども出ていると聞く。 また、県営名古屋空港発着の航空機や航空自衛隊の航空機の騒音によりテレビや電話の使用に支障が出るなど、日常生活に影響が出ている。 国道の防音対策や放送受信料の助成、県営名古屋空港離発着や航空自衛隊の航空機の飛行時間の制限などの対策を要望する。	《環境対策課》 国道41号から発生する自動車騒音については、定期的に騒音測定を実施し、その測定結果を基に道路管理者である国等に対し、騒音対策の実施に向けて働きかけており、今後も継続して実施してまいります。 また、県営名古屋空港の運用時間は7時から22時までとされており、航空自衛隊の夜間訓練も必要最小限に止められています。 市といたしましては、今後も空港設置管理者の愛知県及び自衛隊機の運航を管理している航空自衛隊小牧基地に対し、3市1町（名古屋市、春日井市、小牧市及び豊山町）で調整し、周辺環境対策等について要望してまいりますので、ご理解をお願いします。
17	<u>古紙・古布と雑がみの収集日の統一について《R5年度要望番号17》</u> 古紙・古布の収集は月2回にも関わらず、誤って雑がみの収集日に排出されることが多々あり、対応に苦慮している。集積場維持管理の負担軽減のため、収集日の統一を要望する。	《ごみ政策課》 本市では、家庭から多く発生する「雑がみ」を「燃やすごみ」に混入することなく資源化していくために、令和元年度から収集日を月2回から週1回といたしました。一方で、新聞や雑誌などの「古紙」については、子ども会やPTA、民間古紙コンテナなど、市の収集とは別の排出機会があり、収集量が年々減少している中で、収集費用を抑えながら売却益を地域に還元するために、令和元年度から月2回の集団回収方式に改めさせていただきました。 「古紙・古布」と「雑がみ」の収集日を統一するためには、「雑がみ」の収集日を月2回にするか「古紙古布」の収集日を週1回とする必要がありますが、効率性及び経済性を踏まえ、上記のとおり変更した経緯があるため、現在の収集体制を継続していきたいと考えております。分別・収集につきましては、今後も引き続き周知・啓発を実施してまいります。
18	<u>資源ごみの持ち去り対策の強化について</u> 近年、ごみ集積所からの資源ごみの持ち去りが頻発しており、区でも防犯カメラの設置や巡回等の対応を取っているが、一向に改善される様子がない。 市からは「まずは多くの目撃情報を提供してほしい」旨の連絡を受け、実際に車種やナンバーも共有しているが、何百とある集積所に対し、1担当部署だけでの対策や摘発は現実的に不可能だと思われる。 資源ごみの持ち去りについて、防犯やまちづくり、広報などの部局とも連携された横断的な対応を要望する。	《ごみ政策課》 資源ごみの持ち去りについては、広報広聴課と連携して「広報こまき」に記事を掲載するなど、広く情報提供を呼び掛けており、市民や行政区（自治会）等から多くの目撃情報が寄せられています。また、ごみ収集委託業者とも連携して情報収集に努めており、集めた情報から職員による早朝時の張り込みやパトロールを適宜実施し、状況次第では警察と対応しています。 今後も、ご要望にあるとおり様々な機関と連携して対応していきたいと考えております。
19	<u>不適切排出ごみの回収について</u> 不適切に排出されたごみについては、現在は区から担当課へ連絡し、各地域を巡回されている指導員や市職員に回収いただいているが、今後は区からの連絡によらず、市職員等による定期的な巡回と回収を要望する。	《ごみ政策課／リサイクルプラザ》 ごみ集積場に不適切に排出されたごみについては、行政区からの書類申請により回収していましたが、平成28年度から現行のごみ政策課窓口または電話連絡での申請に見直しを図り、あわせて生ごみ等が混入し、放置すると衛生上問題があるものなどは、市職員等が即時回収することで、少しでも区（自治会）の負担を軽減できるよう努めてきたところです。 また、地元のご要望と市民の利便性を考慮して、ごみ集積場の設置基準を緩和し、少数の利用者であってもごみ集積場の設置を認めているため、年々、ごみ集積場は増加傾向にあります。 このような中、ご要望にある市内約3,200か所のごみ集積場を定期的に巡回し回収するとすれば、人員の増員や車両の増車が必要となるため、現行の収集体制では対応が困難と考えます。 今後も、行政区の負担軽減に努めていきたいと考えますが、効率性及び経済性を踏まえ、現行の運用を継続したいと考えております。

R6区長会要望事項

No	要望内容	回 答
20	<u>補聴器購入助成制度の拡充について《R5年度要望番号19》</u> 40代から聴覚の衰えが始まり、75歳以上の約半数が難聴に悩んでいる。難聴になると生活に様々な支障がおき、会話に参加できない、自信がなくなる、社会的孤立、認知リスクが起きると言われている。昨年度「非課税世帯」に限った制度が出来たが、そもそもこの層の高額補聴器購入は困難が付く。すべての高齢者が補聴器を購入できるよう、補助対象者の拡充を要望する。	《障がい福祉課》 令和6年8月から実施しました助成制度であることから、まずは、利用状況等を確認していきたいと考えます。 また、最近は同様な制度が県内他市町において多く創設されていることから、県内他市町の制度内容や利用状況等について、調査研究していきたいと考えます。
21	<u>男女共同参画普及員の廃止について《R5年度要望事項22》</u> 平成19年度から毎年、各区より男女共同参画普及員を選出し、当初目指した「性の区別の解消」に対する認識も地域住民の中に十分浸透してきたが、近年は「多様性を認め合う」認識へ変化しつつあると感じる。 また、区（自治会）・老人会・子供会など旧来の地縁団体の活動のみならず、小学校区で活動する『地域協議会』や地縁によらず個々の課題や目的を共有する市民団体・ボランティア団体など、多様な活動が展開されており、これらの活動においても男女共同参画の視点は重要なものであることから、区（自治会）による普及員の選出は廃止し、小牧市全体で男女共同が進むような方法を検討されるよう要望する。	《多世代交流プラザ》 小牧市では「第4次男女共同参画基本計画ハーモニーⅣ（以下「現計画」といいます）」において、「男女共同参画意識の普及・啓発」を基本施策の一つに掲げており、その具体的な取組の一つとして、小牧市男女共同参画普及員を設置させていただいています。 普及員には、家庭及び地域において、固定的な性別役割分担の意識及び慣習を解消し、男女が共に多様な選択ができるようにするとともに、男女共同参画に関する認識及びその意義に対する正しい理解を深めることを目的に、生活に密着した地域単位で活動をしていただくため、他の各種委員と同様、一番身近な自治組織である区から選任をいただいています。区長会のご協力のおかげで普及員の数も年々増加し、男女共同参画の啓発も進んできております。 しかしながら、普及員制度発足以降、16年以上が経過し、性に対する認識も「男女の区別なく」という観点から「男女問わず多様な性を認め合う」など社会における認識も大きく変化しつつあります。 現計画は、令和8年度末に計画期間が満了となります。次期計画の策定に向け、今回いただいたご意見も踏まえ、普及員のあり方も含め検討してまいります。
22	<u>小牧市温水プールの解体後の対応について</u> 先の市長タウンミーティングで説明のあった、旧温水プールの解体と建て替えについて、大変期待を寄せており、解体が決定した以上速やかに構造物の設計に着手され、早期にプールを開設されることを望んでいる。 ところで、屋外型プールの問題点として使用頻度が短い事が挙げられる（4ヶ月程度）。 夏季（7～10月）のプール利用はもとより、1年を通し、市民の福祉施設として活用され、年齢や障がい者の有無に関わらず、全ての市民の心身の健康に寄与するような施設になるよう、住民の意見、要望を言える会議体、場の設定を要望する。	《文化・スポーツ課》 温水プール解体後の跡地利用につきましては、温水プールのこれまでの利用状況や運営に要した経費、また隣接するごみ処理施設からの熱供給が今後期待できないことも鑑み、PFIといった民間事業者と連携した屋外型プールの建設、既存の民間プールの活用及び南スポーツセンタープールの活用など極力、市の財政負担が少ない方法について検討しております。 本市では、社会保障関連経費の増加並びに学校や保育園及びインフラ施設等、多くの公共施設における改修や更新時期の到来など、財政状況が今後より厳しさを増すことが予想されており、これらの状況も踏まえた上での検討が必要であると考えております。
23	<u>こまき巡回バス「こまくる」の名鉄犬山線への乗り入れについて《R5年度要望番号24》</u> 現在、名鉄犬山線に向かうことができる選択肢は名鉄バスによる岩倉駅行しかなく、北西部地区から犬山線を利用して名古屋駅方面に向かうにはどうしても乗り継ぎが必要となる。 他市町を見ると犬山市と豊山町はコミュニティバスを小牧市内に乗り入れており、近隣では駅舎と駅前ロータリーが新しくなった名鉄布袋駅ではオープンと同時に大口タウンバスが乗り入れを開始している。 昨年5月に名古屋鉄道㈱との交通・観光・まちづくりの推進に係る包括連携協定に関する協定が締結されていることから、こうした民間活用も視野に入れながら、こまき巡回バス「こまくる」の名鉄犬山線への乗り入れを要望する。	《都市整備課》 北西部地区から名鉄犬山線への直接の接続といった広域的な移動需要への対応については、一義的には、民間交通事業者が主体となって、利用実態や利用者ニーズを踏まえ、需要に応じたサービス水準を確保するものと考えております。 一方、こまき巡回バス「こまくる」は、居住地域と拠点や隣接市町のコミュニティバス等の結節点を結ぶなど市内の移動需要への対応を担う生活交通路線として、市が主体となって、利用実態や利用者ニーズを踏まえ、市内の交通空白地域の解消を図りサービス水準を確保するものと考えております。 これまで北西部地区における民間路線バスの新規路線の整備の可能性について、民間交通事業者にご相談しましたが、民間交通事業者からは運転手不足や事業採算性などの問題から、名鉄小牧線と名鉄犬山線を結ぶ新規路線の早期整備は困難であるとお聞きしています。
24	<u>桃花台への商業施設の誘致について</u> 桃花台では高齢化が進み、区（自治会）の退会や少子化、空き家の増加等、様々な課題が顕著化してきている。 アピタからドンキに変わったが高齢者が買う衣類はなく、春日井、名古屋へ行く。来客が来ても外食する飲食店が少なく、遠出する。 徒歩、自転車で行ける距離に若い人、高齢者が楽しめるような大型複合商業施設等の誘致を要望する。 夢を抱いてこの地に40年、今の桃花台に何の魅力も感じない。	《自治会支援室》 桃花台地区を含む、東部地区のまちづくりについては、市の複数の部署が連携するとともに、民間企業や住民との協働により取り組んでいるところであります。 ご要望の内容につきましては、関連部署間で共有させていただきます。 市といたしましては、引き続き、「誰もが安心して暮らせる、持続可能で、魅力と活気あふれる夢ある小牧市」の実現に向けて取り組んでまいります。

R6区長会要望事項

No	要望内容	回 答
25	<u>桃花台ニュータウンについて</u> 桃花台ニュータウンは、入居開始後40年以上が経過し、所謂ニュータウン問題を抱える高齢化した町になっており（高齢者約7,000人、34.5%）、この対策は待ったなしの状況であり、ここ10～20年が正念場と考える。 また、この問題解決の責任は、ニュータウン入居側よりも誘致側に重くあることは説明を要しない。 ニュータウンの設計上、商業施設は町の中央部にあり、自動車以外でのアクセスが悪く（ニュータウンの周辺部からの徒歩で約30分かかり、足腰の弱った高齢者には無理がある）、運転免許証の返上は進まず、町の危険度が増すことになる。 また、児童数も激減しており、小中学校の統廃合が検討されているが、跡地の活用にも大きな課題がある。 ① 現在、市中心市街地へのアクセスは巡回バス「こまくる」等の整備がされているが、高齢者が安心して運転免許証を返上できるよう、自動運転実証調査の結果なども踏まえ、ニュータウンの周辺4地区（桃ヶ丘・古雅、篠岡、光ヶ丘、城山）と中央部をピストン状に巡回する新たなバスルートの整備を要望する（1～2本/h）。 ② 桃花台の中でも桃ヶ丘地区（高齢化率約6割）と光ヶ丘地区（高齢者最多約2,000人、率約4割）は緊急の高齢化対策を要するため、小中一貫校化等最も進め易い再編で早期に進め、統廃合後の跡地については建物の取り壊し・売却することなく、高齢者向け施設にリノベーションし活用することを要望する。 ※跡地活用例…老人ホーム、小牧市民病院分室、篠岡地域包括支援センター出張所、高齢者の居場所作り（喫茶店、食堂、居酒屋）、等 ※高蔵寺高齢化対策例…サンマルシェ巡回バス、高齢者向けカート、グループふじとう（藤山台小学校再編後の活用例）、等	《自治会支援室》 桃花台地区を含む、東部地区のまちづくりについては、市の複数の部署が連携するとともに、民間企業や住民との協働により取り組んでいるところであります。 ご要望の内容につきましては、関連部署間で共有させていただきます。 市といたしましては、引き続き、「誰もが安心して暮らせる、持続可能で、魅力と活気あふれる夢ある小牧市」の実現に向けて取り組んでまいります。
26	<u>桃花台まつりに係る補助金制度の創設について</u> 桃花台まつりは1987年開始以来、地域住民手作りのまつりとして進めてきたが、37年の経過により、住民の高齢化等により、企画運営・推進・実行のすべての面において限界を迎えている。 しかしながら、桃花台まつりは桃花台はもとより、篠岡地区、さらには篠岡以外の周辺地域からも多くの住民が参加するなど、地域の活性化と市内外に小牧市をPRすることのできる機会でもありと考えており、桃花台まつりの存続のため、以下いずれかの支援等を要望する。 ① 桃花台まつりの運営に係る費用は桃花台地区の各区からの負担金（¥500円/世帯）および賛助企業からの寄付金、出店者からのテント等の使用料金などでまかなっている。 最も大きな収入源が地域住民からの負担金となっているが、昨今の自治会加入率の低下や人口減により、その金額も年々目減りしていることから、補助金制度の予算化を要望する。 ② 桃花台まつりの運営スタッフは現状、現状、区長27名、実行委員8名、住民有志約200名で実施しているが、いずれも高齢化が進み、スタッフの確保が難しくなっている。 そこで桃花台まつりを「（仮称）東部市民まつり」に改め、その理念を引き継ぎながらも、「こまき市民まつり」同様、市の主催事業として事業費の予算化はもちろん、実行委員会の設立や委員の公募等、運営体制の整備されることを要望する。	《自治会支援室》 桃花台まつりについて、複数の区（自治会）の連携・協力による催事としては市内で最も大きい規模であると承知しており、地域住民の交流や地域の活性化に大きな役割を果たしているものと理解しております。 しかしながら、市内にはその大小に差はあれど、区や区を超えた範囲での催事が企画・運営されており、それらはいずれも地域で運営可能な規模、内容で実施いただいており、市としましては地域の自主性を重んじながら可能な範囲で支援等をしているところであります。 そうした中、「桃花台まつり」に限定した補助金制度や市の支援を検討することは難しいと考えております。 他の催事と同様、市として可能な限りの支援はさせていただきますのでご理解いただきますようお願いいたします。
27	<u>集会施設維持管理費交付金の増額について 《R5年度要望番号29》</u> 昨今の物価高騰に伴い、集会施設の電気料金や設備補修に係る経費などが区の財政を圧迫している。 一昨年度の要望により、約5%の増額をいただいた他、Wi-Fiの設置に伴う追加交付等もいただいているものの、コロナ禍からの再開に伴い、そもそもその電気使用量が明らかに増大していることから、引き続き、集会施設維持管理費交付金の増額を要望する。	《自治会支援室》 当該交付金は集会施設の維持管理費に係る地域負担を軽減することを目的に、施設の維持管理経費のうち、光熱水費をはじめ、施設の軽微な修繕や設備点検、その他会館の維持管理に要する経費など幅広く活用できるものとして、他市にも事例の無い制度となっております。 この交付金は電気料金等の高騰を考慮して、一昨年度に約5%の増額をしていることから、次年度、改めての増額は難しいと考えておりますのでご理解ください。 なお、令和4年度より施設のLED化に対する補助制度も創設しておりますので、電気使用量削減の一助としてご活用いただきますようお願いいたします。
28	<u>集会施設へのAED設置に関する補助制度の拡充について</u> 集会施設へのAEDの設置については、市から補助金を頂いているが、設置後の管理については区の持ち出しとなっており、財政的な課題から設置に踏み切れない区（集会施設）もある。 AEDは設置後もパッドやバッテリーの交換などの維持管理コストがかかることから、ランニングコストに対する補助について、維持管理交付金への上乘せも含め、検討をお願いしたい。	《自治会支援室》 集会施設AED設置費補助金制度につきましては、地域活動や行事における突発的な事故に速やかに対応するために平成31年度の制度化以降、令和5年度までに15件の申請をいただきましたが、ご指摘のようにランニングコストが嵩むことや、常に開錠されている訳ではない集会施設へのAED設置に対する費用対効果の低さという点が課題となり、近年は減少している状況にあります。 そのため、本補助制度につきましては、令和6年度をもって廃止させていただき、今後は消防署および各支署でのAED機器の貸出制度について、これまで以上の周知啓発を図り、活用を促していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

R6区長会要望事項

No	要望内容	回 答
29	<u>工事申請後の見える化について《R5年度要望番号26》</u> 各地区からの工事申請について、申請後の市の処理状況が分からず、対応してもらえているのかどうか、いつ対応してもらえるのかもこちらから聞かない限りわからなくなっている。 紙での申請も含め、工事申請の進捗状況をWEB等でリアルタイムに把握できるようにし、進捗状況に変化があった場合にはメールや結ネットなど、プッシュ型で通知される仕組みづくりについて要望したところだが、昨年度の要望以降の検討状況について示されるよう要望する。	《道路課》 「結ネット」等を利用した工事申請の受付及び対応状況のリアルタイム化については、他自治体の実施状況を調査している所であり、対応の可否や進捗状況などの情報提供方法について、検討してまいります。
30	<u>市から区への依頼業務の見直しについて</u> これまでも自治会支援室を中心に市各部署が区（自治会）への依頼業務について、見直し等をいただいているところだが、依然、区長には多くの事務負担が重くのしかかっている状況である。 行政はその立場の強さから、区（自治会）を安価な労働力として利用しがちだが、本来業務は全く性格が異なり、区の本来業務は住民自治であり、地方自治の本旨に謳う住民の意思を行政に反映する役割を担うものである。 まずは行政と区（自治会）の業務を明文化して基準化し、主旨を違えずに管理を徹底して行くことを要望する。 そのうえで、現状の行政から区長への業務依頼のし方、業務依頼量に、労働基準法に対する違法な内容はないか、県労働局に調査を受け、改善点があれば改善されたい。 区長には休日もなく、生活は成り立たず、何の歯止めもないことから、健康管理の面からも強く要望する。	《自治会支援室》 区と行政はまちづくりのパートナーとして対等な立場であると考えております。 画一的な基準を設けるのではなく、地区会長会などの機会を通して、定期的に情報共有をすることで、状況に応じ、お互いの活動を支え合えるように取り組んでまいります。 また、市から区長への業務依頼について、愛知県労働局の調査等を受ける予定はございませんが、引き続き、自治会支援室において区長に過度な負担を強いることが無いよう、注意してまいります。
31	<u>市等の刊行物の広報への統合について</u> 令和5年度より広報が月1回になり、市からの回覧・配布物の精査・削減にも努めて頂いた結果、区への負担は一定の軽減がされていると感じている。 しかしながら、昨年度の特別要望にもある「市の刊行物の広報こまきへの統合」という部分はあまり実施されているとは思えず、毎月の広報以外にも多数の刊行物が届くことがある。 特に議会だよりを始めとする冊子状のものは重量もあり、仕分けや配布に負担がかかっていることから、こうした冊子だけでも広報に統合されれば、配布に係る区の負担はさらに軽減されると思われる。 内容の削減やQRコード等による動画・ホームページ等への誘導等の工夫をいただき、「広報こまき」への統合を推進されるよう要望する。	《広報広聴課》 市の各種発行物の広報こまきへの統合については、これまでもシルバー人材センターの会員募集チラシや民生・児童委員だより「つながり」など、担当部署と協議・調整し、従前は広報こまきと別梱包の発行物を広報こまきに折込むことで、区（自治会）の配布に係る一定の負担軽減を図ってきたところ です。 現在、こまき市民文化財団と調整し、例年、広報こまき4月号（3月末配布）と同時に別梱包で配布していた「こまき市民文化財団イベントスケジュール（A3両面）」を、令和7年4月号から同財団が発行する「情報誌こまぶん」に折込むことで、発行物を統合し、配布に係る負担軽減を図っていく予定です。 一方で、広報こまきへ折込む発行物が増えるほど、1号あたりの重量が増加することになり、結果として配布の負担になるという意見もあることから、発行物の統合にあたっては、様々な視点で検討していく必要があると考えています。 なお、広報こまき本体についても、二次元コードや今年度から新たに追加したホームページのID検索を積極的に活用し、ホームページや動画と連動することで、紙面のスリム化を図るとともに、より効果的な情報発信に努めているところです。 今後も引き続き、区の負担軽減のため、庁内関係各部署と協議をしながら、各種発行物のスリム化を進めてまいります。
32	<u>希望する区長等へのタブレット端末の貸出について</u> 市が区長の事務負担軽減を目的に「結ネット」の登録を促進している中、当区では高齢化対策として区内の役員(班長)及び各世帯へのアプリ登録を推進しており、すでに役員全員と世帯の半数は登録を済ませている。 特に役員への会議資料の共有や世帯への電子回覧は効果を現しているが、スマホでは文字が小さくて見えないという意見も多く、パソコンやタブレットで見たり、プリントアウトして確認している現状だが、市から区長、区長から役員への連絡ツールである「結ネット」が私用の端末でしか利用できないのも課題である。 高齢の区長も多く、そもそも通信端末を保有していないという方もおり、等しくタブレット端末が配備されれば、市の会議参加もWebで行うことができ、災害時の安否確認や災害時の連携にも役立つことから、区長及び区役員へのタブレット端末の貸与を要望する。	《自治会支援室》 市が区長との事務連絡の効率化を目指して導入を依頼しております「結ネット」については、携帯端末やパソコンの不所持等の理由もあり全区長への導入には至っておりません。（119/129区） ご要望のとおり、市から希望区へタブレット端末を貸し出すことで結ネットの導入率や使い勝手の向上に繋がる可能性はございますが、希望区や役員の数によっては多額の費用がかかることから、費用対効果について他市事例等も参考にしながら調査研究を進めてまいります。
33	<u>電子マネー等を活用した区費徴収システムの構築について</u> 個人区費の徴収については、区長が組長に対して徴収に必要な書類を作成し、その書類を元に組長が、組員一軒一軒回って現金で徴収し集まった時点で、区長又は副区長に渡し、その現金を銀行に預金する方法を取っている。 また、企業区費に関しては、区長、副区長、環境委員が、各企業を訪ね企業区費の納付依頼をし、現金払いの企業はその場で現金受取、振込み希望の企業は、銀行に振込でいただく方法を取っている。 個人、企業に関わらず一軒一軒回る負担が多く、後の現金管理の必要性、又紛失盗難のリスクも組長、区長他三役の負担になっていることから、市で区費徴収システムの構築をし、QRコードから電子マネーによる区費の納付が出来るようにすることを要望する。 併せて、各区からの納付後の集計表示や口座振込機能を持たせることを要望する。	《自治会支援室》 他市町村において電子マネー等による区費の徴収に、民間アプリ等を活用されている自治会があることは市でも把握しております。 しかしながら、市が区費徴収のために専用システムを開発したという事例はなく、民間アプリ等で代用可能なことなどからも、市が独自に区費徴収システムを構築することは検討しておりません。 今後、各区（自治会）において民間アプリ等を活用した区費徴収を検討される際には、他市町の事例を調査するなど、情報共有等の支援をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

R6区長会要望事項

No	要望内容	回 答
34	<u>自治会活動運営支援システムの構築について</u> 区（自治会）の仕組みには、古くからの慣例等によるところが多く、特に昨今では区長の多忙化をはじめ、役員や組（班）長は常になり手がおらず、誰もやりたがらない（引き受けられない）うえに引継ぎもまともにできていない、区民は区の行事に参加されず、新しい方は加入もされないと課題は枚挙にいとまがない。 もし市が区に存在価値があると考えているのであれば、以下のような支援を検討されるよう要望する。 ① 市で以下のような機能を有した「自治会活動運営システム」を構築する。 1.区民情報の閲覧 2.区費徴収管理 3.会計管理（予算・実績管理） 4.イベント管理（企画書作成、会計、評価実績） 5.年間行事管理 6.資機材の在庫管理 7.業務引継ぎ管理 8.工事申請書の提出・進捗管理 ② 市若手職員を中心に通常業務との兼務でこのシステムの運用事務を行なう、もしくは職員の副業として自治会運営に係る一部事務を担当する。 ③ 小牧市内のJA、大手企業、商工会議所などと連携して企業の社会貢献の取り組み、従業員のキャリアアップのための副業として自治会運営に参画する。	《自治会支援室》 各区（自治会）における区長や役員等の事務負担や、それに係る担い手不足については、市としても認識しており、現在、区長事務や区への依頼事項の適正化に努めているところであります。 ご要望の「自治会活動運営システム」について、各区の組織体制や運営方法などは、区ごとに多種多様であるため、画一的なシステム構築では課題解決につながらず、すべての区に効果的なシステムを構築するのは大変困難であると考えておりますが、既存のアプリやシステムなどを活用して、役員等の負担軽減に努めている区もありますので、区長会などでの情報共有を図ってまいります。 また、市職員や民間企業従業員による副業としての自治会運営への参画については、大変難しいと考えております。 市としましては、業務ではなく地域に暮らす住民の一人として積極的に区の活動に参加するよう、引き続き啓発に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
35	<u>区長名簿の統一及び個人情報の保護について</u> 区長名簿は、区長と市職員及び市の関係他団体に向けた3種類の名簿があると思われる。 そのうち区長用には、氏名・フリガナ・市区長会役職が記載されているが、市職員と関係団体には、これらの項目以外に住所・電話番号又は携帯番号・世帯数等が記載された名簿が渡されていると思われる。 区長へは最小限の情報しか渡さず、市職員や関係団体には、区長に関する多くの個人情報が渡されるのはおかしいのではないか。また、業者に対し、市が「区の承諾が必要だ」として、区長の氏名・住所・電話番号等を、区長本人の了解を得ないまま、安易に教えている。 区長名簿の作成は1種類のみとし、その情報の取り扱いについては一担当者が判断することなく、全部署が同じ認識で管理されるような体制を要望する。	《自治会支援室》 区長名簿につきましては、各区から提出いただきました区長選任届に記載の情報を基に、自治会支援室が作成し、庁内各課へ共有しております。 市以外への提供については、関係課管理のもと、その用途や必要性から判断し、必要最低限の情報のみをお伝えしているところであります。 昨年度、他市町において区長の個人情報の流出がニュースになったことから、区長を含む他団体への情報提供についてはより慎重を期して取り扱っているところでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
36	<u>区長手当等の増額について</u> 区長も区の役員も「いやいや引き受けた役」であり、「役」が回ってくると自治会を退会する方がいる。 実際退会しても不自由はないと言い、大量に退会している地区もある。 平日の会議招集、早朝の見守りなど軽い仕事などないことから、区長や区からの選任委員に係る手当等の増額を要望する。	《自治会支援室》 これまでも区長手当ならびに区（自治会）に対し選任を依頼している各種委員等の報酬・謝礼等については、近隣市町の実績や社会情勢等を注視しながら、適正な金額への見直しをしてきているところでありますが、引き続き、適正な金額について精査しながら、必要な時期に見直しを図ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。